

秘

八月二十三日(月)次官會議議題件名表 (内閣官房)

総理廳

スミ一 連絡調整事務局臨時設置法施行令の一部を改正する政令案

大藏省

スミ一 昭和三十三年度第一四半期の國庫の状況を國會及び國民に報告するの件 (財政法第四十六條第二項)

留保

稅務職員の職務の級の分類等に関する政令の一部を改正する政令案

留保  
給與の文部省

スミ一 國立法令大學官制等の一部を改正する政令案

スミ一 官立高等學校官制の一部を改正する政令案

厚生省

スミ一 健康保險法施行令の一部を改正する政令案

スミ一 社会保険診療報酬支拂基金登記令案

77

三十三

商工省

スミ、官有特許権等に対する制限の一部解除に関する件(報告)  
スミ、マツチの統制撤廃に関する説明資料

Handwritten text in Japanese, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page.

裏面白紙

八月三十日(月)

一 決官会議の出席者追加の件

(1) 経済調査所次長

(2) 中小企業課長官

以上も今後出席の事

(3) 〇〇家の役員法の修正

(4) 特別職の整理

(5) 人事院の性格の問題

(6) 内閣総理大臣の直屬せしめ

(7) 裁判所の出羽する権利を長官等に与へる事

(8) 俸給に關する規定は論文を修す

(9) 多額の金の規定は削る

(10) 人事院規則、指令を省く

重要なる人事院規則は内閣の承認を得る要あり

内閣

夏に研究  
する

883

人事院指令を犯する場合の限定を審し 休職にいつの日限を付し大を定めん	減給にいつの日限を付し大を定めん	任命権者に付し職員の懲戒を要するに 884 最終審査を制す	組合その他団体	勤労条件の維持は主たる目的とするに 898 字下を口入れいとする	職員は政府の給与と各付する 890 閉議日休職を定める	罰則の規程	本刑の罰則の整理	就職制限は過員のみとする
---------------------------------------	------------------	----------------------------------	---------	-------------------------------------	--------------------------------	-------	----------	--------------

内  
閣

日本標準規格 B5 (十行書)

122

裏面白紙

1870日。閣議は中内報告。

○厚生福利施設等の件  
手廻りの唯日々あるより、具体案を待望するに也。

内閣

日本標準規格 B5 (十行書)

123

裏面白紙